

障スポ Connect 設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、スポーツタウン府中の発展を目指し、障害の有無にかかわらず全ての市民がスポーツに親しみ、健康で活力に満ちた生活を送れる地域社会の実現に資することを目的として、障スポ Connect を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 障スポ Connect は、次に掲げる事項について意見の交換等を行うものとする。

- (1) 障害者のスポーツ実施に係る課題及び情報の共有に関する事項
- (2) 障害者スポーツの普及啓発に関する事項
- (3) 障害者のスポーツ実施率向上に向けた地域の連携の強化に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、障害者スポーツ推進に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 障スポ Connect は、次に掲げる者から協議事項に応じて招集し、行うものとする。

- (1) 障害福祉関係団体の構成員
- (2) 地域生活支援センターの職員
- (3) 府中市立心身障害者福祉センターの職員
- (4) スポーツ関係団体の構成員
- (5) 府中市スポーツ推進委員
- (6) 市内のトップチーム関係者
- (7) 東京都障害者スポーツ協会の職員
- (8) 府中市文化スポーツ部スポーツタウン推進課の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議の公開)

第4条 障スポ Connect の会議録は公開とする。ただし、公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができる。

(構成員以外の出席)

第5条 障スポ Connect は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 障スポConnectの庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか障スポConnectの運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和6年4月24日から施行する。